

亀山市における歴史的風致維持向上計画に基づく事業実施の現状と課題

Current states and issue on project implementation
of plan for maintenance and improvement of historical landscape in Kameyama city

嶋村 明彦※※

By Akihiko SHIMAMURA

亀山市における「亀山市歴史的風致維持向上計画」策定の背景として、市町村合併による新市の一体感醸成のため、「東海道」を基軸とした歴史的なまちづくりの推進の必要性があった。このため、維持向上計画の重点区域は「東海道」を軸とした線的な区域設定となった。また、事業立案にあたっては、線的な重点区域にまんべんなく事業を配置するなどして、重点区域の一体的な整備が進められるよう配慮した。事業実施後1年余を経過したことから、これまでの事業実施状況を概観するとともに、事業実施によって明らかとなった課題等を整理した。

はじめに

亀山市では、2008（平成 20）年5月の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という）制定を受けて、同年12月に「亀山市歴史的風致維持向上計画」（以下「維持向上計画」という）を策定し、2009（平成 21）年1月19日に「歴史まちづくり法」に基づく計画の認定を受けた。

本稿では、亀山市における「歴史的風致維持向上計画」の策定背景、及び計画に位置づけられた諸事業の実施にあたっての課題等を整理する。

1. 「亀山市歴史的風致維持向上計画」策定の背景

新亀山市の成立

現在の亀山市は、2005（平成 17）年1月に旧亀山市と旧関町が合併して生まれた。この両市町は、市町域のほぼ中央を、江戸時代に江戸と京を結ぶ主要街道であった「東海道」が東西に横切り、歴史的・文化的なつながりが強かった。

合併前の旧亀山市は、歴史的には伊勢亀山藩の城下町を核として周辺の農村部を併合・吸収しながら成立しており、その中心市街地は、伊勢亀山城の城郭と武家屋敷

されている。旧亀山市では「城下町亀山」をひとつのキ地区、及び東海道の宿場町でもある亀山宿によって構成キャッチフレーズとして、亀山城に関連する歴史的遺産の保存整備に取り組んでいた。

一方、合併前の旧関町は、その中心市街地が東海道の宿場町関宿を核としていたことから、関宿の歴史的な町並み保存に1980（昭和 55）年から取り組みはじめ、1984（昭和 59）年には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、以来関宿の町並み保存事業を町の基幹事業として取り組んでいた。



写真1 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区

この両市町の合併は、改めて両市町をつなぐ東海道の存在を強く意識させるものとなった。合併後に新亀山市が策定した「新市まちづくり計画」「第1次亀山市総合計画」では、両市町をつなぐ東海道を、両市町を歴史・文化ゾーンの基軸として位置付け、歴史的なエリアとしての「東海道歴史文化回廊」の創出をひとつの目標として掲げている。

「東海道歴史文化回廊」保存整備計画の策定

こうした背景から、合併後の亀山市教育委員会では、文化財保護部局が中心となって、2006（平成 18）年度に「『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針」を、2007（平成 19）年度に「『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画」を策定した。

両計画は、「遺産から資産へ ～遺すから活かすへの展開～」をキャッチフレーズとして、市域に散在する歴史・文化遺産を、遺すべき遺産としてのみ捉えるのではなく、

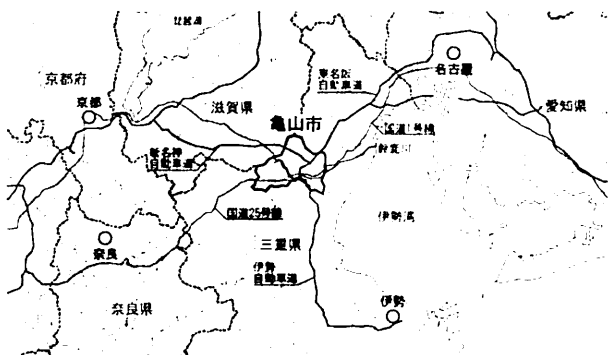


図1 亀山市の位置

※ keyword：歴史まちづくり法、亀山市、歴史的風致維持向上計画

※※ 工修 三重県亀山市文化部まちなみ文化財室
（〒519-0195 三重県亀山市本丸町5 7 7 番地）

地域づくりの資産として捉え直すことで、新市に一体感を醸成していこうとするものである。

その概要は、いくつかの関連する歴史・文化遺産をつなぐ「ストーリー」や、これを巡る「ルート」を設定することで、歴史・文化遺産を核としながら、周辺の市街地も含めた面的な整備や、歴史を活かしたまちづくりの推進を目指すものであり、市域の中央を横断する「東海道」は、その基軸と位置づけられた。

東海道を核とした歴史的な整備の開始

「関宿」では、国の重要伝統的建造物群保存地区として保存整備が継続して行われていたことから、これにつながる亀山城及び城下町（亀山宿）、坂下宿の両宿と、宿場間の歴史的な整備が重要な課題となった。

中でも亀山城及び城下町（亀山宿）については、その中核的な歴史遺産である「旧亀山城多聞櫓」（三重県指定史跡）や、「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」（市指定史跡）などの保存整備が急務であった。

そうした折、2007（平成 19）年4月15日、亀山市域を震源とする地震により、「旧亀山城多聞櫓」石垣の一部が崩落するという被害が発生した。さらに、この崩落した石垣が亀山城時代のものではなく、1972（昭和 47）年に災害復旧として新たに積まれた石垣であることが判明したため、災害復旧としてではなく、史跡の復原として根本的な保存整備を実施する必要が生じたのであった。

こうした、個々の歴史・文化遺産の重点的な整備に加え、宿場間の街道を含めた整備を進めるには、財政的な課題も含めて文化財保護部局だけで対応することは難しく、全庁的に取り組むための新たな枠組みが必要となった。

2. 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の概要

2008（平成 20）年5月の「歴史まちづくり法」制定後、多くの文化財の保存整備を進めたい文化財保護部局と、市の景観形成を担当する都市計画部局とが連携する形で、維持向上計画の策定に着手することとなった。

維持向上計画では、重点的に事業を実施する重点区域を設定する必要がある。また、重点区域の設定にはその区域内に国の重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区

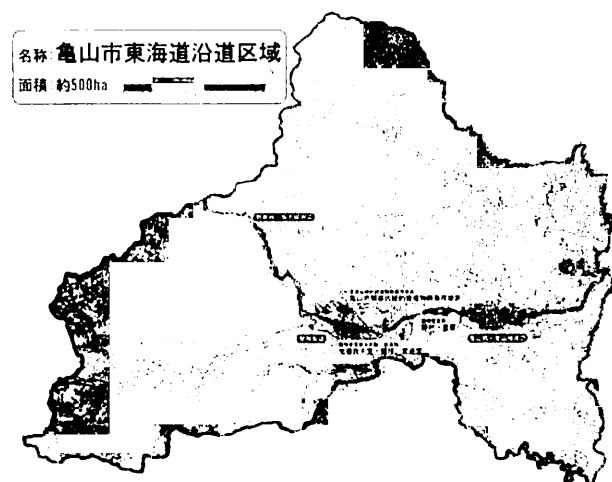


図2 重点区域図

等が所在している必要があるが、亀山市では、「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」（国重伝建）、及び「野村・里塚」（国史跡）のみであった。市域の歴史・文化遺産の核となる東海道の一體的な保存整備を進めるため、亀山市内の東海道3宿を核とし、これをつなぐ東海道沿道を含めた、延長約19.5km、面積500haの線的な重点区域を設定することとなった。

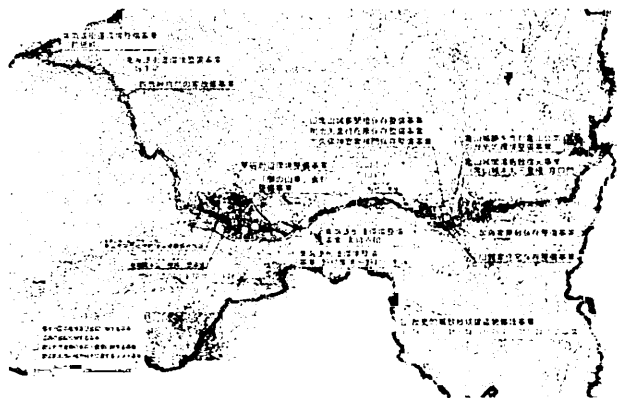
こうした線的な重点区域の設定は、結果的に他の認定計画に比べて特色のあるものとなった。

3 計画に位置づけられた事業の概要

維持向上計画では、重点区域内で今後10年に実施する予定の事業についてまとめている。

まず、東海道沿道を重点区域とすることから、特に亀山・関・坂下の3宿を、「亀山宿・亀山城周辺」「関宿周辺」「鈴鹿峠・坂下宿周辺」に区分し、それぞれに事業を配置した。

「亀山宿・亀山城周辺」においては、「旧亀山城多聞櫓」（三重県指定史跡）、「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」（市指定史跡）、「旧館家住宅」（市指定建造物）を歴史的風致形成建造物として指定した上での修理事業、及び旧亀山城の堀の一部である池（都市公園内に所在）の景観上の改善・園路整備などを計画した。



「関宿周辺」においては、その中心となる伝統的建造物群保存地区内において継続して修理修景事業が実施されていることから、その周辺における交流施設の整備、及び関宿を代表する有形・無形民俗文化財である「関の山車」の祭り伝承施設としての「関の山車」会館の整備を計画した。

「鈴鹿峠・坂下宿周辺」においては、「鈴鹿峠自然の家」（国登録）の修理事業を計画した。

次に、宿場と宿場の間については、核となる建造物等が存在しないことから、街路及び街路周辺の景観上の改善等を位置づけたが、具体的な整備手法については、文化財調査等が完了していないこともあって明らかにすることができず、事業実施時期を事業期間後半に位置付け、事業の概要と事業費総額を示すに留めている。

4. 計画実施段階での課題

維持向上計画の認定が2009（平成 21）年1月であったことから、事業はこれ以降に着手しており、事業開始

後1年余りを経過したところである。

この間に実施した事業は以下のとおりである。

亀山宿・亀山城周辺

①旧館家住宅保存整備事業（平成20年度事業）

明治5年に建築された亀山宿を代表する町家である「旧館家住宅」（市指定文化財建造物）を保存修理し公開した。

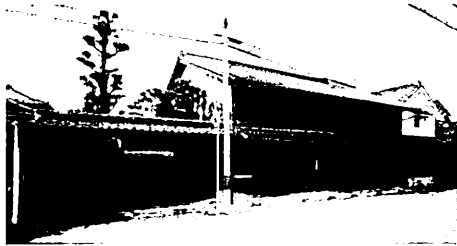


写真2 「旧館家住宅」（市指定文化財建造物）

②加藤家屋敷保存整備事業（平成20～23年度）

「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」（市指定史跡）を公有化するとともに、屋敷境に塀等を整備した。また、屋敷内に所在する「加藤家長屋門及び土蔵」（市指定建造物）内部に展示物を設置し公開した。

平成22年度以降、屋敷内の歴史的建造物の保存修理、屋敷内環境整備等を実施する予定である。

③旧亀山城多聞櫓保存整備事業（平成21～23年度）

旧亀山城多門櫓石垣の復旧復原を行うため、復原設計を行った。また、建造物についても復原整備するための調査・設計を行った。平成22年度実施予定である。

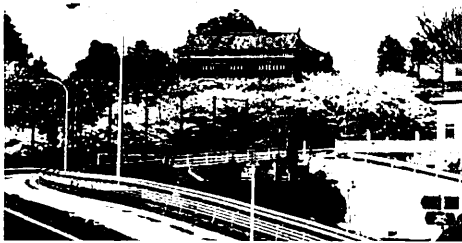


写真3 「旧亀山城多聞櫓」（三重県指定史跡）

④亀山城跡を含む亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業（平成20～22年度）

亀山城に付随する堀が、亀山公園（都市公園）内に存在することから、公園外周園路を整備するとともに、隣接する市道について景観上の改善を行うための調査設計及び工事を行った。平成22年度継続実施する。



写真4 亀山公園公園池の整備

⑤亀山城関連施設復原事業（平成21～29）

当事業については、当初計画においては、亀山城に関連する城郭施設等の復原を想定して、計画期間後半（平成25～29年）で事業実施を計画していたものであった。

しかし、平成20～21年度において、亀山宿・亀山城周辺で諸事業の進展を想定して計画した、整備地周辺の見学者用駐車場整備事業の過程で、発掘調査によって亀山城外堀の遺構が確認されたことから、外堀遺構を亀山城関連施設と位置付ける維持向上計画の変更を行って、外堀遺構を復原展示するための調査設計を行った。外堀遺構は、復原完了後「歴史的風致形成建造物」に指定する予定である。平成22年度事業実施予定。

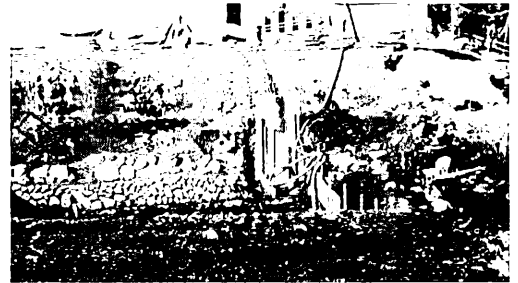


写真5 発掘調査中の亀山城外堀遺構

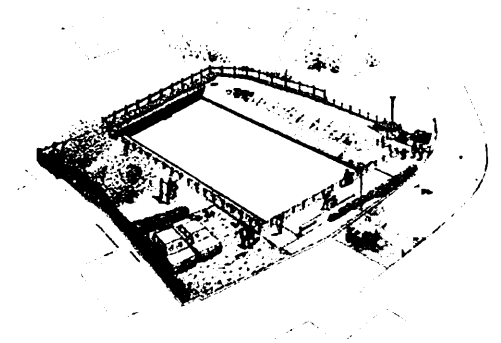


図4 亀山城外堀遺構の復原展示イメージ

関宿周辺

⑥関宿周辺環境整備事業（平成20年度）

関宿を訪れる見学者の休養施設として、歴史的風致形成建造物の敷地内に「足湯交流施設」を整備した。



写真6 「足湯交流施設」

鈴鹿峠・坂下宿周辺

⑦鈴鹿峠自然の家改装事業（平成21年度）

「鈴鹿峠自然の家」（国登録）の耐震補強工事を実施するとともに、施設利用者のための駐車場を隣接地に整備した。



写真7 「鈴鹿峠自然の家」(国登録有形文化財)

既実施事業における課題

既に着手している事業については、文化財等の修理事業を中心としたものであるため、ほぼ順調に進んでいる。しかし、事業期間10ヵ年の内、前半5年に集中していることから、今後後半に実施する文化財保護事業の掘り起しが必要である。これらについては、平成22年度中に「亀山市景観計画」が策定されることから、景観重要建造物の指定などを積極的に進めることで対応していくこととなる。

次に、重点区域が歴史的街区であるため、事業着手に先立って実施する発掘調査等によって重要な遺跡が発見されることが考えられる。実際、⑤亀山城関連施設復原事業においては、当初予定していた駐車場計画を取り止め、発見された外堀遺構を「歴史的風致形成建造物」として復原展示する事とした。

遺構の遺存状況は、発掘調査によってしか明らかにならない。一方、発掘調査を実施するためには、一旦何らかの事業計画を策定する必要がある。こうしたことから、今後も一旦作成した計画を、発掘調査の結果等に応じて再度遺構を活かす形で計画変更を行う場合が生ずるものと考えられる。

維持向上計画には、事業計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地地図を添付することが指導されているが、事業を計画するに当たっては、事業計画地の歴史的変遷を十分に調査した上で、あらゆる可能性を想定しておく必要がある。実施予定事業に関する課題

今後実施を予定している事業は、各宿場間の街路整備が中心である。維持向上計画では、これを「東海道街道環境整備事業」(平成25～29年度)として一括しているが、地区区分としては、「鈴鹿峠」「坂下宿」「太岡寺吸」「野村集落～野村一里塚」に分けている。

「鈴鹿峠」は、東海道中最大の難所のひとつとされるところで、現在でも峠道が地道の状態で残り、周辺には茶屋跡などの遺跡も散在している。

鈴鹿山系は風化の激しい石質であることから小さな落



図5 鈴鹿峠周辺の江戸時代の絵図

石が頻発しており、峠道としての歴史性を十分に尊重しながら、路面の整備や落石防止措置を行うための工法等について、詳細な検討が必要である。

「太岡寺吸」は、東海道が鈴鹿川の堤防上を通っている箇所である。江戸時代においては、街道の両側に松並木が縦いていたが、現在は一部が桜並木となり、松並木は失われている。

維持向上計画では、路面の美装化などによる街道環境の整備を目標としているが、地域住民などからは松並木の復原が提案されている。

堤防上への松植樹については、関係機関との協議が必要であり、今後具体的な検討を進めていきたい。



写真8 鈴鹿峠周辺の現況



写真9 太岡寺吸周辺の現況

5. まとめ

最後に、「歴史まちづくり法」に基づく「亀山市歴史的風致維持向上計画」の認定以後の効果や課題についてまとめておきたい。

まず最初は、市内の歴史的建造物について積極的に保護の措置を進めることが可能となったことが挙げられる。

歴史的な建造物については、文化財指定の有無、区分に関わらず(重要文化財、及び伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物を除く)「歴史的風致形成建造物」として指定し、保存修理等を行うことができる。また、民間所有の建造物についても補助等が可能であるため、今後策定を行う景観計画や、国登録有形文化財制度と連動させることで、歴史的建造物の保存整備を面的に進めていくことが可能である。

一方で、道路の美装化や周辺の環境整備に関しては、これまで十分に文化財調査等がされていない区域が対象となることから、事業実施の前提として発掘調査などの文化財調査を実施していく必要がある。また、文化財調査に基づく復原等については、参考とできる事例が少ない状況であり、整備手法の事例蓄積や、情報交換が必要と思われる。